

第 3 期横浜市地域福祉保健計画の策定について（報告）

横浜市地域福祉保健計画について、次期計画（計画期間：平成 26 年度～30 年度）の策定に向けた検討作業を進めます。

1 横浜市地域福祉保健計画の概要

（1）計画の位置づけ

地域福祉保健計画は、社会福祉法第 107 条の規定で、住民、事業者の意見を反映させて、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定する計画とされています。

（2）第 1 期計画の取組（計画期間：平成 16 年度～20 年度）

第 1 期計画では、地域においてお互いに支えあう社会の実現を目指し、地域住民の話し合いや検討の場をつくって、地域福祉を推進することに取り組んできました。

各区では、それぞれの特性を踏まえ、全 18 区で区計画を策定しました。

（3）第 2 期計画の取組（計画期間：平成 21 年度～25 年度）

【別紙 第 2 期計画概要版 参照】

第 2 期計画では、第 1 期で見てきた課題から、

- ①全区の全ての地区で取組を進めるための地域づくり
- ②必要な人に的確に支援が届く仕組みづくり
- ③地域福祉保健の取組を広げる幅広い市民参加

を推進の柱として定め、全 18 区において地区別計画（235 地区）を策定し、支援チームを編成するなど地域の取組を支援しています。

【参考】

<区計画、市計画、市地域福祉活動計画の計画期間>

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
区計画	7区 ※1	第1期計画期間					第2期計画期間(6年間)						第3期計画期間		
	11区 ※2	第1期計画期間					第2期計画期間(5年間)								
市計画	第1期計画期間					第2期計画期間					第3期計画期間				
活動計画 (市社協)	第3次計画期間					第4次計画期間									

※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

2 第3期の策定検討の基本的な考え方

- (1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）の理念に基づき、2025年（H37）頃を展望し、目指すべき地域福祉保健のあり方や、それを実現する施策など、次期5か年についての計画を策定します。
- (2) 第2期市計画の基本理念と推進の柱を継承しつつ、第2期中間評価及び区の意見を反映しながら策定を進めます。
- (3) 区計画と区社協の活動計画が一体的に策定されている実績を踏まえて、市（健康福祉局及び関係局）と市社協が、お互いの強みを生かした連携のあり方を検討し、市計画と市社協の活動計画の一体的な策定を進めます。

3 スケジュール（予定）

平成24年9月	横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会の設置
平成25年3月	素案骨子の作成
6月	素案完成
7月	市民意見の募集
平成26年2月	計画完成

【計画の概念図】

基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくろう！

